

令和 7 年度渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付要領

令和 7 年 4 月 3 0 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		高齢者を狙った犯罪が増加していることから、住宅及びその周辺において発生する可能性のある犯罪を未然に防止し、もって地域の治安を良好にするために、防犯機器の設置に要した費用の一部を予算の範囲内において補助します。
定 義		この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めます。 (1) 防犯カメラ 犯罪の防止を目的として設置し、屋外の映像を撮影する機器（スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を除く。）をいう。 (2) 人感センサーライト 犯罪の防止を目的として設置し、人等の動きを感知して自動的に照明を点灯する機能を有する機器をいう。 (3) カメラ付きインターホン 犯罪の防止を目的として設置し、玄関に設置した撮影機器の映像を、室内のモニターで表示又は再生する機能を有する機器をいう。
内 容	補助対象事業	防犯機器を設置する事業とします。
	補助対象者	補助対象事業を実施する次に掲げる条件を満たす者です。 (1) 本市に住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づく住民基本台帳の記録がされていること。 (2) 補助金を申請する日において、満 6 5 歳以上の者又はその属する世帯の構成員 (3) 渋川市暴力団排除条例（平成 2 4 年渋川市条例第 3 0 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。 (4) 市税を滞納していないこと。 (5) 過去 6 年間に申請者本人又は生計を一にする者が渋川市住まいの防犯対策支援補助金の交付を受けていないこと。
	補助対象経費	補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものです。ただし、(1) に掲げる経費を必ず含むものとします。 (1) 防犯カメラ、人感センサーライト又はカメラ付きインターホン（以下「防犯機器」という。）本体の購入又は

		購入及び設置工事（以下「設置等」という。）に係る経費 ※スマートフォン、タブレット端末、パソコン、映像を録画する機能を有しないダミーカメラ、センサー機能を有しないライト、再生機能を有しないインターホンは補助の対象としない。 （２） 防犯機器に対応した録画機、モニター、センサーその他の付属機器の設置等に係る経費 （３） 防犯機器を設置するためのポールの設置等に係る経費 （４） 防犯機器を設置している旨の表示シール等の設置等に係る経費 （５） 録画機に設置するＳＤカードその他の記録媒体の設置等に係る経費 （６） 電力供給申請に係る経費 （７） 前各号のほか防犯カメラ等を設置するための取付金具その他の消耗品の設置等に係る経費
	交付金額	補助対象経費の２分の１の額とし、２万円を限度とします。 上記の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、１００万円です。 限度に達した時点で交付申請受付を終了します。
交付 手 続 等	交付条件	（１） 防犯機器の本体は、屋外に設置すること。 （２） 防犯機器は、申請者の居住している市内の住宅に設置すること。 （３） 事業者の事業に供する店舗、事業所等のみに使用している物件へは防犯機器を設置しないこと。 （４） 防犯機器の設置に当たって、近隣の住民のプライバシー侵害等の平穏な生活の侵害がないように努めること。 （５） 防犯カメラの撮影区域は、設置の目的を達成するために必要最小限の区域とすること。 （６） 補助対象者は、補助金の交付を受けて設置した防犯機器の適切な維持管理に努め、交付目的に反して使用し、譲渡し、貸付けし、又は担保しないこと。また、市長が認めた時を除き、補助金の交付後６年間は、交換又は廃棄しないこと。 （７） 補助対象者は、事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければならないこと。
	事前申込の方法	防犯機器を購入・設置する前に浜川市住まいの防犯対策支援補助金事前申込書（様式第１号）に必要事項を記入し、次に掲

	げる書類を添えて令和7年12月26日（金）までに提出してください。 （１） 申込者の身分証明書の写し （２） 委任状（様式第2号）（第三者が申込する場合） 申込書の提出を受けたときは、当該申込内容について必要な審査を行い、受付した旨を申込者へ通知します。
交付申請の方法、 時期等	防犯機器を購入・設置後、2か月以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、危機管理室へ書面の提出にて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。 渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 （１） 渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付誓約書（様式第4号） （２） 領収書の写し等の支払が証明できる書類（機器の名称、規格、品番等が明記されていること） （３） 設置した機器の名称、規格、品番等が明記されたカタログ等の写し （４） 設置後の写真 （５） 振込先の口座情報が分かる書類（通帳見開き部分の写し等） （６） その他市長が必要と認める書類 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
交付決定、確定の 時期等	申請に係る書類を受理した日から30日以内に交付決定及び確定をします。ただし、3月に申請されたものは、当月内に交付決定及び確定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付（不交付）決定及び確定通知書（様式第5号）により通知します。
請求の方法、支払 時期等	渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付請求書（様式第6号）にて請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。
交付決定の取消し 又は補助金の返還	次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 （１） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければ

	ばなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額
申請書等の様式	渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付事前申込書（様式第1号） 委任状（様式第2号） 渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号） 渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付誓約書（様式第4号） 渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付（不交付）決定及び確定通知書（様式第5号） 渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付請求書（様式第6号）
その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
取扱担当課	渋川市役所危機管理室（本庁舎） 電話 0279-22-2130（直通） 0279-22-2111（内線1144） メールアドレス anshin@city.shibukawa.gunma.jp